

2022年11月4日 全8頁

# 生物多様性の開示に向けた動き

## ～気候変動と両輪で取り組むべき重要課題～

コンサルティング第一部 シニアコンサルタント 中川 葉子

### [要約]

- 我が国には非常に多くの生物種数が存在するとともに、日本固有種の比率も高い。他方で国内の多くの生態系が破壊の危機に瀕しているとも言われ、生物多様性の保全は身近でありかつ喫緊に対応すべき重要課題となっている。
- 2022年12月に開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「ポスト2020生物多様性枠組み」と呼ばれる次期国際目標が採択される見通しである。2030年に向けた目標の草案では、各国企業に対し、生物多様性に係る評価・報告を求める項目も含まれており、今後生物多様性に関わる開示を求める動きが加速する可能性がある。
- 足下では、生物多様性の事業への影響に関する開示の枠組みを検討する動きが加速している。特に「TNFD」の動向は、上場企業からの強い関心を集めている。これまで生物多様性に係る開示を行ってこなかった企業も、気候変動と並ぶ重要課題として、検討を開始することが望ましい。

昨今、気候変動に対する情報開示の在り方は、各国企業にとって大きな関心事となっている。我が国でも2021年6月に行われたコーポレートガバナンス・コードの改訂を受けて、特にプライム市場上場企業に対してはTCFD（Taskforce on Climate Disclosures）に準じた開示が求められることとなった<sup>1</sup>。これまでウェブサイトや開示資料等でサステナビリティ開示を積極的に進めてきた企業であっても、これを機に自社グループの事業内容を精査して、気候変動に係るリスクや機会を評価し、対応策を検討するなど、本腰を入れて取り組みを進めた企業も多いのではないか。国際的には、気候変動と並び、生物多様性の喪失も深刻な危機としての認識が高まっており、今後企業は気候変動と生物多様性に関して、両輪での取り組みが求められる流れにある。

<sup>1</sup> コーポレートガバナンス・コードの補充原則3-1③では、プライム上場企業に対し、「気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき」としている。

## 1. 生物多様性とは

1992年のリオ地球サミットにおいて採択された生物多様性条約（Convention on Biological Diversity (CBD)）の第二条によると、生物多様性（Biological Diversity または Biodiversity）とは、地球上に存在する全ての生物の間の変異性を指すものであり、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性の3つのレベルを含む考え方となる。

生物多様性という言葉の誕生は1980年代と比較的最近のこととなる。しかし人類は誕生以来、衣食住の確保のために様々な形で自然を利用し、手を加え、時には破壊しながら生活を成り立たせてきた。このことを考えると、生物多様性に関する課題は、はるか昔から存在してきたと言える。

特に20世紀後半以降は、人類による自然破壊により多くの生物が絶滅の危機に瀕し、それが原因で生態系がさらに壊されるなど、影響は深刻化の一途を辿っている。生物多様性が失われると、それまで生物間で保たれてきたバランスが崩れて様々な生物が絶滅、それが生態系に影響を及ぼし、これまで人類が享受してきた自然の恵みが消失するリスクが高まる。食料危機や森林の破壊、水資源の枯渇、大規模災害の発生など、我々の生命を長期的に脅かす事態も危惧される。

なお、自然生態系の保全活動などに取り組んでいる Conservation International は「1,500種以上の固有維管束植物（種子植物、シダ類）が生息しているが、原生の生態系の7割以上が改変された地域」、すなわち生物多様性のレベルが高いものの生態系が破壊の危機に瀕している地域を「生物多様性ホットスポット」に選定している。2022年時点で世界には36カ所のホットスポットが存在する。面積で見ると全世界の2.4%に過ぎないものの、植物の50%、両生類の60%、爬虫類の40%、鳥類・哺乳類の30%が、当該地域にしか生息していないと考えられている。

そしてホットスポットには「ジャパン」も含まれている。「ジャパン」は、日本の本島および小笠原諸島、大東諸島、南西諸島、伊豆諸島を含む3,000以上の大小の島とその海域から構成されている。国土面積は狭いものの、形状が南北に長いこと、四季の変化がはっきりしていること、海岸から山岳まで標高差が大きいこと、島嶼部が数多く存在することなどの特徴があり、この特徴により、非常に多くの生物種数が存在するとともに、日本固有種の比率も高い。生物多様性への脅威は、決して世界の遠い地域の話ではなく、我が国で活動する人々や企業にとって非常に身近でありかつ喫緊に対応すべき社会課題であると考えられる。

（図表1）生物多様性ホットスポット一覧（2022年時点）

|               |  |
|---------------|--|
| アフリカ地域        | ケープ植物相地域、東アフリカ沿岸林、東アフリカ山岳地帯、西アフリカ・ギニア森林、アフリカの角、カルー多肉植物地域   |
| アジア太平洋地域      | 東メラネシア諸島、ヒマラヤ、インドビルマ（インドシナ半島）、 <u>ジャパン</u> 、中国南西山岳地帯、ニューカレドニア、ニュージーランド、フィリピン、ポリネシア・ミクロネシア、オーストラリア南西部、スンダランド、ウォーレシア、インド西ガーツおよびスリランカ |
| ヨーロッパ・中央アジア地域 | コーカサス、イラン・アナトリア高原、地中海沿岸、中央アジア山岳地帯  |
| 北・中央アメリカ地域    | カリフォルニア植物相地域、カリブ海諸島、マドリア高木森林、中央アメリカ  |
| 南アメリカ地域       | アトランティック・フォレスト、セラード、ヴァルディヴィア森林（チリ冬季降雨地帯）、熱帯アンデス、トゥンバス・チョコ・マグダレナ  |

（出所）Conservation International Japan ウェブサイトより、大和総研作成

## 2. 国際的な生物多様性への取り組み

### ① 「生物多様性戦略計画 2011-2020」の振り返り

2010年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、締約国179カ国<sup>2</sup>、関連国際機関、先住民代表、市民団体等の13,000人以上が参加し、2011年以降の新戦略計画と、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」が採択された。

戦略計画 2011-2020 の主な内容は図表 2 の通りである。「2050 年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」ことを目指すものであり、その個別目標である「愛知目標」は、遅くとも 2020 年までに各国が行うべき 20 の行動を示す内容であった。

(図表 2) 生物多様性条約 COP10 で採択された「戦略計画 2011-2020」

| ビジョン（中長期目標（2050年））   |   |
|--|---|
| 「自然と共生する（Living in harmony with nature）世界」                                   |   |
| ミッション（短期目標（2020年））   |   |
| 2020年までに、回復力があり、また必要なサービスを引き続き提供できる生態系を確保するため、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する |   |
| 20の個別目標（愛知目標）  |   |
| 目標 1   | 人々が生物多様性の価値と行動を認識する                               |
| 目標 2   | 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる    |
| 目標 3   | 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される     |
| 目標 4   | すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する                     |
| 目標 5   | 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する |
| 目標 6   | 水産資源が持続的に漁獲される                                    |
| 目標 7   | 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される                              |
| 目標 8   | 汚染が有害でない水準まで抑えられる                                 |
| 目標 9   | 侵略的外来種が制御され、根絶される                                 |
| 目標 10  | サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する           |
| 目標 11  | 陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される                       |
| 目標 12  | 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される                                 |
| 目標 13  | 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される                      |
| 目標 14  | 自然の恵みが提供され、回復・保全される                               |
| 目標 15  | 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する           |
| 目標 16  | ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される                            |
| 目標 17  | 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する                         |
| 目標 18  | 伝統的知識が尊重され、主流化される                                 |
| 目標 19  | 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される                           |
| 目標 20  | 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する               |

出所：環境省ウェブサイトより、大和総研作成

<sup>2</sup> なお、Convention on Biological Diversity ウェブサイトによると、2022年10月時点の締約国は196カ国となっている。<https://www.cbd.int/information/parties.shtml>

締約国は各々が抱える生物多様性の実情や課題に応じて、愛知目標達成に向けた国内戦略を策定し、実行することが求められた。我が国においても「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、2020年までのロードマップを提示するとともに、約700の具体的な施策と50の数値目標を掲げて推進してきた<sup>3</sup>。

締約国がそれぞれ提出した国別報告書や各種指標、調査研究に基づいて作成された最終評価文書、「地球規模生物多様性概況第5版 (Global Biodiversity Outlook 5)」によると、愛知目標の20項目は、いずれも前進が見られた。ただし、6つの目標（目標9、11、16、17、19、20）については部分的に達成されたものの、完全に達成された目標は1つもなく、達成度という点では非常に厳しい結果となった。評価文書では、各国の国別目標が愛知目標の達成に必要とされるためには不十分であったことを理由の一つとして指摘している。2050年のビジョンの達成には、Business as Usualからの脱却が不可欠であることが強調されている。

## ②「ポスト2020生物多様性枠組み」の採択に向けて

「生物多様性戦略計画 2011-2020」に次ぐ「ポスト2020生物多様性枠組み (GBF : Global Biodiversity Framework)」では、2030年を目標年度とする次期国際目標が定められる見通しである。2021年11月に開催されたCOP15第一部（中国の昆明+オンライン）にて議論され、次いで、2022年12月に開催が予定されるCOP15第二部（カナダのモンリオール）において、各国間の交渉を経て採択されることになる。

GBFの第一次ドラフトの内容は図表3の通りとなる。愛知目標の未達への評価を踏まえ、さらに踏み込んだ内容となる21の目標があらたに設定されている。実効性を持たせるため、「ツールと解決策」に関する目標14~21では、社会のあらゆる主体を巻き込んで生物多様性を推進する特徴が強く打ち出されている。中でも目標15は、規模にかかわらず全てのビジネスに対し、生物多様性に対する依存状況と影響を評価・報告することを求めることにより、結果として各目標に対する施策の実効性を高めるものである。これまで生物多様性との直接的な関係が薄いだろうと考えてきた企業であっても、今後GBFの枠組みにおいて、生物多様性に関わる情報開示を求められることになる可能性が高い。

なお、我が国では、次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、既に2020年より生物多様性国家戦略小委員会を設置し検討を開始している。

<sup>3</sup> 具体的な内容については下記環境省ウェブサイトをご参照のこと。  
(<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html>)

(図表 3) 生物多様性条約 COP15 における「ポスト 2020 生物多様性戦略計画」の一次ドラフト

|   |  |
|---|--|
| <b>ビジョン（中長期目標（2050年））</b>                     |  |
| 「自然と共生する（Living in harmony with nature）世界」    |  |
| <b>ミッション（短期目標（2030年））</b>                     |  |
| 地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす |  |
| <b>2030年ターゲット</b>                             |  |
| <b>驚異の縮小</b>                                  |  |
| 目標 1  | 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持                   |
| 目標 2  | 劣化した生態系の20%を再生・復元  |
| 目標 3  | 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全  |
| 目標 4  | 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動                       |
| 目標 5  | 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に  |
| 目標 6  | 外来生物 の新規侵入及び定着を50%減  |
| 目標 7  | 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農薬の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶            |
| 目標 8  | 年100億トンCO2相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献                 |
| <b>人々の要請に応える</b>                              |  |
| 目標 9  | 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保                       |
| 目標 10   | 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上                        |
| 目標 11   | 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進                      |
| 目標 12   | 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加   |
| 目標 13   | ABSを促進・確保するための措置の実施  |
| <b>ツールと解決策</b>                                |  |
| 目標 14   | 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合                           |
| 目標 15   | 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減                     |
| 目標 16   | 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる                        |
| 目標 17   | バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施                        |
| 目標 18   | 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする |
| 目標 19   | 全ての財源からの資源（資金）動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす      |
| 目標 20   | 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意志決定の指針となることを確保                  |
| 目標 21   | 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保                      |

出所：環境省ウェブサイトより、大和総研作成

### 3. 生物多様性に関わる情報開示のフレームワーク

近年、各社のウェブサイトや統合報告書等の開示資料においてサステナビリティ開示の充実が進む中、業種にかかわらず、気候変動への対応に並ぶ形で生物多様性保全への取り組みを開示する企業が多く見られるようになった<sup>4</sup>。加えて、足下では生物多様性の事業への影響に関する開示の枠組みを検討する動きが加速している。特に「TNFD」の動向は、上場企業からの強い関心を集めている。

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース、Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）は、生物多様性に関する開示フレームワークの開発・検討を目的に、2021年に発足した。企業等の事業主体に対し、統一の枠組みに則って自然関連のリスク・機会の管理・開示を促すことにより、自然に対してポジティブな事業に資金が流れる仕組み作りを行う狙いがある。

TNFDは既に2022年3月にフレームワークのベータ版v0.1を、6月にはv0.2を公表しており、市場関係者からのフィードバックを取り入れながら開発を継続しているところである。今後は11月にv0.3、2023年2月にv0.4がリリースされる予定となっている。最終的には2023年9月に提言が公表される見通しである。

（図表4）TNFDが推奨する開示フレームワーク



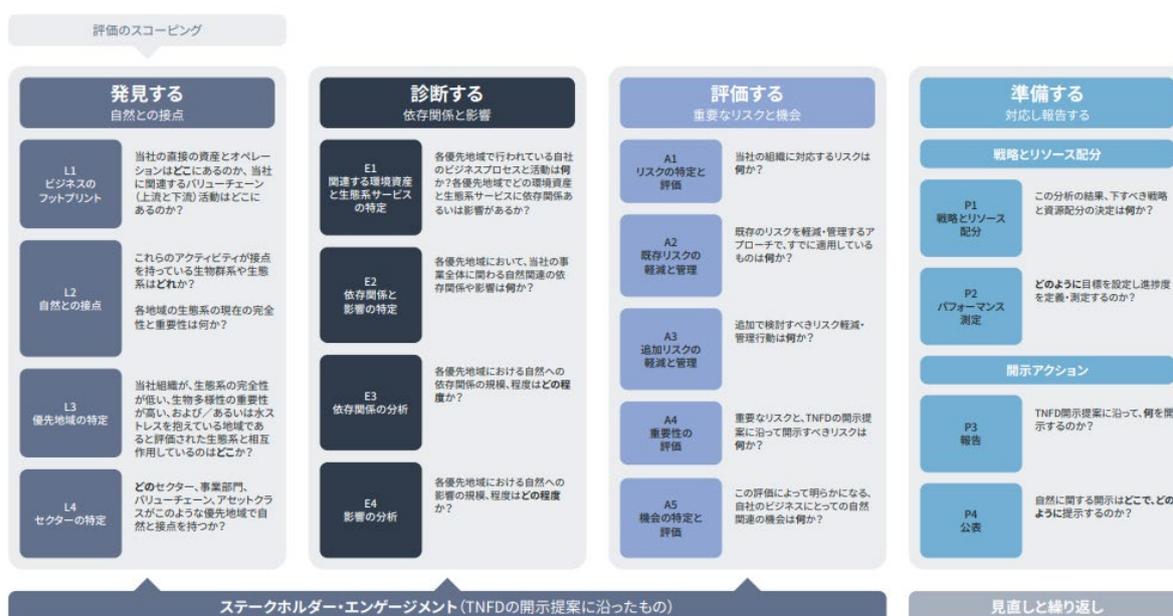
出所：TNFD「自然関連リスクと機会 管理・情報開示フレームワーク ベータ版v0.1リリース（2022年3月）」

<sup>4</sup> 環境省のウェブサイトでは、開示のグッドプラクティス集などが掲載されているため、参照されたい。

現時点での開示勧告の草稿版は図表 4 の通りとなる。TCFD 提言の項目と整合する形で、ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標の 4 つの柱から構成されている。なお、TCFD との比較では戦略-D「完全性の低い生態系、重要性の高い生態系、または水ストレスのある地域との組織の相互作用について説明する」が追加されている。また、指標と目標-B (TCFD の温室効果ガス排出量の開示に相当する項目) については TNFD による検討が引き続き行われている。

なお、TNFD の特徴として、企業および金融機関内の自然関連リスクと機会を把握し管理することを目的に、LEAP と呼ばれる統合的評価プロセスが公表されている。LEAP アプローチは TNFD 提言に沿った意思決定を行うにあたり、Locate (自然との接点を発見する)、Evaluate (依存関係と影響を診断する)、Assess (リスクと機会を評価する)、Prepare (自然関連リスクと機会に対応する準備を行い、投資家に報告する) の 4 つのフェーズ (図表 5) に従って分析を進めることを提案するものである。

(図表 5) TNFD の「LEAP アプローチ」



出所: TNFD「自然関連リスクと機会 管理・情報開示フレームワーク ベータ版 v0.1 リリース (2022年3月)」

前述の通り、「生物多様性」という考え方は古くから存在しており、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性が存在することの重要性についても、人々の知識としては広く認識されているところであろう。しかし、先進的なサステナビリティ開示に取り組んでいる企業を除くと、生物多様性に対する自社の考え方や取り組み等を開示している企業はそれほど多くない。特に生物の利活用や土地開発などに直接的に関わらない企業にとっては、愛知目標の存在を知っていたとしても、自社事業の生物多様性への依存度や影響を考える機会はほとんどなかったのではないかと。

気候変動と生物多様性は相互に密接に関連する社会課題であり、その意味でも TCFD と TNFD のフレームワークの整合性を活かしながら双方の課題に向けた事業戦略を同時並行で検討することは非常に有意であろう。コーポレートガバナンス・コードの 2021 年 6 月改訂版において、プライム市場上場企業に対し TCFD 等の国際的枠組みに基づく気候変動関連開示が求められたことを受けて、気候変動と自社事業の関係をあらためて整理して、戦略への反映を検討するに至った企業も多いのではないかと考えられる。中には開示に向けた準備の過程で気候変動に係る新たな事業機会を発見した企業もあったと思われる。TNFD に関しては今後どのような対応が求められるか未定の状況ではあるが、国際的な潮流をみても生物多様性保全への対応が求められる方向にあり、先行して検討を進めておくことが不可欠である。

特にこれまで開示を行ってこなかった企業に関しては、例えば先述の LEAP アプローチのうち、「Locate（自然との接点を発見する）」が最初のステップとなるだろう。自社の資産がどこに所在しており、そこでどのようなオペレーションを行っているのか、そして自社のバリューチェーンはどこに所在しているのかを整理し、それらの拠点が接点を持つ生態系の現状を把握することが始まりとなる。

—以上—